人にやさしいまちの実現に向けて

～互いの人権を尊重し、支え合うことから～

人権

～ 災害時における人権侵害とその対応～

7月28日夕方に発生した「令和8年熊本地震」は、県央から県南にかけて甚大な被害をもたらしました。そして、発災後3か月が過ぎた今もなお、多くの方々が不自由な避難生活を送られています。

この間、被災地には全国から多くの人たちが駆け付け、8月の猛暑の中、汗だくになりながらも、ボランティア活動に取り組む姿がテレビで映し出されていました。

困った人がいたら手を差し伸べ助け合う、これら「共助」の姿は、間違いなく被災された住民の「復興の後押し」になったことだろうと思います。

しかし一方で、災害時において、被災者の名誉を著しく傷つけたり差別や偏見を助長したりする行為が、重大な人権問題となる事案も発生しています。

(1)偽情報から生み出される差別や偏見

自然災害が起きると、被災地では多くの人たちが一斉に不安な状況に追い込まれます。こうした災害の混乱に乗じて、SNS等で事実とは異なる「フェイク動画」や偽情報が拡散される事例が確認されています。10年前の地震発生時に「動物園からライオンが逃げた」との投稿が画像と共に拡散したことは記憶に新しいですが、今回も、報道機関で掲載された被災者の写真を生成AIで加工したとみられる偽画像が、本人への中傷コメントとともに交流サイト(SNS)上で拡散されました。

災害時に流される根拠のない偽情報は、単なる「いたずら」では済まされません。本人が発言していない虚偽の言葉に変えることでその人の名誉を著しく傷つけたり、特定の個人に対する深刻な偏見や差別に繋がったりするなどの重大な人権侵害を引き起こします。

(2)情報に惑わされず、正しく見極める目を

私たちは、不安な心理状態の時ほど情報に対する判断力が鈍りがちになります。知らぬ間に、自分が人権侵害の加害者になってしまうことを防ぐために、次の3つの行動を徹底しましょう。

①情報源の出所が、公的機関や報道機関などの信頼できる組織であるかを確かめましょう。

②どんなに心配な内容であっても、事実か分からない情報はすぐに周囲に拡散しないようにしましょう。「親切心」が、結果的に偽情報の片棒を担ぐことになります。

③被災された方々は心身ともに傷ついています。根拠のない噂話で傷つけ合うのではなく、「大丈夫ですか」と相手を思いやる姿勢が大切です。

情報に惑わされず、正しく見極める目が、大切な隣人の人権を守る第一歩になります。



問 教育委員会 地域人権教育指導員
☎０９６７－６２－０２２７

みつめる、みとめる

11月10日～12月10日は 熊本県人権月間です



みつめる、みとめる
ーみんな違う個性、みんな願う幸せー

人権をより身近なものと考えるきっかけをつくるとともに、人権に対する正しい理解と認識を深めるため、熊本県人権フェスティバルをはじめとして、パネル展、シンポジウム・講演会・研修会など、県や市町村による人権に関する様々なイベントが県内各地で行われます。ぜひご参加ください。

熊本県
ホームページ



熊本県人権啓発
キャラクター
コッコロ

問 県人権同和政策課　☎０９６－３３３－２２９９